# 公民館運営審議会 第3回定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)10月19日(木) 場 所 藤沢市役所本庁舎 8-1、8-2会議室

## 公民館運営審議会 第3回定例会 次第

日時:2023年(令和5年)10月19日(木)

午前10時~正午

場所:藤沢市役所本庁舎8-1・2会議室

1 前回議事録の確認【資料1】

### 2 議 題

(1) 令和6年度公民館事業計画基本方針の策定について【資料2~3】

(2) 社会教育関係事務のあり方について【資料4~5】

3 その他

#### 【出席委員】

(委員長) 田中章(副委員長) 三宅裕子

鈴木正文 大谷美津子 青木純子 鈴木勝久 猪野恭子 森一廣 飯島富士男 有賀眞弓 佐藤正志 了戒純一 日下部和美 小路成明 青木美和子 早野美波 大石笑子 小田部尚文

#### 【公民館】

片瀬公民館長幸田 明治公民館長戸塚

#### 【事務局】

横田参事 浅上主幹 守屋課長補佐 佐久間上級主査

事務局 藤沢市公民館条例施行規則第3条により、審議会の成立要件として委員の 過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数20人に対して、本日の出席委員は、現在18人でありますので会議は成立いたしましたことを ご報告申し上げます。欠席につきましては、河内委員がご欠席の連絡をいただいておりまして、福田委員については確認する形になります。

公民館長については、片瀬公民館の幸田館長、明治公民館の戸塚館長が出席しております。なお傍聴者はございません。また、本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。

最後にお手元の資料の確認をさせていただきます。「会議次第」「委員名簿」「【資料1】公民館運営審議会第2回定例会議事録」「【資料2】令和6年度藤沢市公民館事業計画基本方針(案)」「【資料3】第2回定例会の意見まとめ」事前にお送りさせていただいた資料につきましては以上で、本日の追加資料として、「【資料4】社会教育関係事務のあり方について公民館に関する事務における検討事項【概要】」「【資料5】公民館に関する事務における検討事項 社会教育関係事務のあり方について」以上7点で

す。過不足はございませんでしょうか。それでは、よろしくお願いいたしま す。

委員長 では、次第に沿って、進めてまいりたいと思います。「1 前回議事録の 確認」です。前回の議事録については、事前に事務局から送付がありました が、内容について何か修正等ありますでしょうか。よろしいですか。

#### 【意見なし】

特にご異議がなかったということで、これで確定とさせていただきます。 それでは本日メインの議題になります。「令和6年度藤沢市公民館事業計画基本方針の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは令和6年度藤沢市公民館事業計画基本方針(案)につきまして、 ご説明させていただきます。こちらの基本方針につきましては、前回の公民 館運営審議会の中で様々なご意見をいただきまして、それを踏まえて修正を 加えました。修正点について何点かに絞ってご説明させていただきます。資 料3に意見と修正の内容について記載がありますので、この資料2と3を見 ながらご説明させていただきます。まず、資料2の図のとおり、公民館事業 計画の中教審とプラン等の関係性について事業計画に繋がっている表記の方 法に修正をさせていただきました。続きまして、資料2の2ページの部分に なります。重点事業の「①新たな層の学習機会の拡充を図る事業」につい て、ご意見をいただきました「講座のアーカイブ配信」を事業例の一つとし て追加させていただいております。次に「②ICTの活用に関する事業」の解 説の文章を「ICTの活用により、時間的、空間的な制約を超えた学びを推進 するほか、」以降を「情報格差の解消や、様々な情報セキュリティリスクに 関する講座等を開催し、安全・安心な活用を支援する。」という文章に修正 をさせていただいております。

続きまして、資料2の3ページに移ります。「⑥「命を守る」ことにつながる事業」を重点事業に移しました。説明の内容につきましては、「大切な命を守るために、自然災害や感染症への対応、防犯や事故防止などについて

必要な知識を得るとともに、ともに学びあい支えあう機会の充実を図る。」とさせていただいております。また事業例の中に、「インターネット防犯講座」や「交通安全の啓発事業」、「熱中症対策の啓発事業」、「食生活講座」など、ご意見いただいた内容を追加させていただいております。

地域の課題に応じた事業の「③居場所づくり事業」の例の中に、「学習ボランティアフリースペース」という形で、ボランティアなどを活用して学習支援が必要な子どもたちに公民館が場所を提供できればというご意見を元に、こういった形の例を加えさせていただいております。その他にも修正を加えている部分もございますが、詳細は、資料3の方をご確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。説明につきましては以上になります。

- 委員長 はい、ありがとうございました。皆様の貴重なご意見をいただいて、今回 基本方針案が出来たわけですが、この案について、ご意見・ご質問などあり ますでしょうか。
- 佐藤委員 今まで私が関わってきたことを少しお話して、そしてまた更なるご意見、それからアドバイス等がいただけたら幸いです。まず、この度の重点目標は中教審の骨子を踏まえた形となっており、昨年度よりもバージョンアップしていて大賛成です。それから、私が感じておりますのが、公民館・市民センターという形で一つの施設として入っています。市民センター活動にも私は関わっておりますので、その中で感じたことも含めてですが「地域の課題に応じた事業」「共生社会連携に関する事業」として、「善行子ども探検隊キッズ」という活動を、善行地区の社会福祉協議会、ふれあい部会の協力のもと行っております。ハンディのあるお子さんもいらして、作業の中からお互いに助け合いの精神で理解を深め合った子どもたちがいる。こういう子どもたちの中からこの活動を進めていきたいという気持ちが育ち、将来のボランティア活動に貢献、リーダーとして受け継いでいただけたらなと善行では、今後も見守り育てていきたいと感じております。

この事業や公民館事業の中でも、子どもに関わる内容は多々ありますが、 そこに関わっていくときにスタッフの創意工夫で、わずかですが影響を受け て公民館事業活動の方に参加していることがございます。それからもう1点として、重点目標のところに書いてある「人生100年時代」健康年齢と豊かな心、そういったところも非常に大切で、善行地区の協議体、俗に言う

「見守り善行会議」に所属しております。そこから高齢者の方に対する問題 点が結構浮き彫りに出てきております。一番声が上がるのが、町内会から脱 会する方、年を重ねてから役員が回ってくると、その負担と、どれだけの事 が町内会からしていただけるかを天秤に測って、脱会する方もかなり出てお ります。見守り活動の中で、より大勢の方に見守るサポートをやっていかな ければいけないということもあります。また、我々はこれから健康年齢と豊 かな心、ここに関連してくると思いますが、高齢化が進んでいくと、特にお 1人になった場合は、心を閉ざしてしまっているように思えます。それが先 ほどの町内会から脱会するということもありますが、私がもっと申し上げた いのは、できるだけ公民館活動に関わっていける方向性として、恐らく、民 生委員の方はご苦労されていると思います。各家庭を回りながらいろんな情 報を、その中で差し上げていると思います。こんな魅力的なことがある企画 があるから、善行公民館に来ていただいて、お仲間ができると気持ちも変わ りますよというような、関わり。これをもう少し、スタッフの皆さん方の交 流をより強固なものとしたら、この内容も一段と変わってくるのではと思っ ています。今日はお2人の公民館長がお見えですから、アドバイスを後ほど 頂戴できましたら幸いです。ありがとうございました。

鈴木(正)委員 子ども若者の地域への参画を促す事業に入るかなと思うのですが、 ヤングケアラーの問題は、かなり大きいと思います。聞くところによります と、全国的にも藤沢は対策が進んでいるらしいですが、こういった問題も取 り上げてもらいたいと思っているところです。併せて、8050問題について。 高齢化社会や青少年だけではなく、中年のひきこもり問題も結構クローズア ップされています。社会と断絶してしまう中高年について、後々大きな問題 に発展してくると思っています。また、高齢者対象の詐欺問題。何十億も損 失を出ているのだそうです。こういうような問題を、公民館の方で率先し て、対策を練っていただければありがたいと思っています。具体的にどうす るのかはまだ考えてはいないですけれども、多くの人に問題を共通理解として持ってもらえれば、ベースが広がるのではと思います。以上です。

- 小田部委員 私、民生委員をやっておりまして、活動していると高齢者対策、特に認知症の一人暮らしの人、外になかなか出て来られない人など、たくさんおられて、我々も日々一生懸命奮闘しています。公民館事業計画の中身を見ますと、確かに中教審が言ったことの指針に基づいて作られているのですが、この重点項目の中身を見ると、青少年とか教育とかは非常に重点を置かれているのですが、果たして、この高齢者というものに対しては、どの程度重点が置かれているのか教えていただきたいと思います。
- 委員長 先ほど鈴木委員からも高齢者の引きこもりに関する問題提起もありました ので、今の段階で事務局から何かコメントございますか。
- 事務局 重点事業の中から高齢者問題を読み取るのは確かに難しい部分かと思いますが、高齢化という意味では、地域によって高齢化率等が異なるので、「地域の課題」で捉えさせていただいている部分はございます。また、重点事業でも「ICTの活用に関する事業」の関係ではデジタルデバイド解消も高齢者向けの意図を含んでいます。「命を守ることにつながる事業」も高齢者向けの内容を含んでいると認識していますが、文言として確かに高齢者対策を打ち出してはいないという状況になります。
- 小田部委員 今の発言を聞きましても、やはり高齢者の問題が若干横に置かれている のかなと思いました。青少年の教育も必要でしょうけれども、同時に高齢者 についても考えてほしい。高齢者で1人住まいとか、地域のコミュニティに も参加できない方も非常に増えています。こういう人たちに対して公民館は どのようなアクションを起こせるかは極めて重要なので、ぜひ重点項目の中 に加えていただきたい。このように思います。お願いします。
- 委員長 高齢者に関わる問題について重点項目に入れていただきたいというご意見 でした。おおよそ皆様のご意見が反映されていると思いますが、さらに今日

ご意見が出ておりますので、今後の調整について事務局の方から説明をお願いします。

- 事務局 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日ご意見いただいた部分についても、改めて検討させていただきます。ただ、本来であれば今回ご意見をいただいて修正した案を定例会でご審議いただきたいものですが、基本方針につきましては来月には確定をして、各公民館の方へ周知をし、次年度の事業計画を作成することが必要となっておりますので、今回いただいたご意見等に関しましては、委員長・副委員長と調整をさせていただきたいと考えております。
- 委員長 それでは、来月上旬に基本方針を確定させなければいけない事情もあるため、私と副委員長と事務局の間で、調整させていただくことでよろしいでしょうか。

#### 【意見なし】

- 委員長 ありがとうございました。では、そのように進めたいと思います。それで は議題1については終了として、議題2「社会教育関係事務のあり方につい て」事務局からご説明をお願いいたします。
- 事務局 社会教育関係事務のあり方については、教育長から社会教育委員会議長に対して諮問がありまして、社会教育委員会議では来年6月の教育委員会への答申に向けて協議を行っていることを、7月の第1回定例会においてご報告をさせていただくとともに、公民館に関する事務についての検討事項をご説明させていただきました。この度、前回ご説明した検討事項等の内容を基に、資料のとおりこちらの方でわかりやすくまとめさせていただいいたつもりですので、この内容について改めて資料をもとにご説明をさせていただければと思います。

初めに資料4、こちらが概要資料という形になっております。検討事項の 方向性として、何が変わっていくのかということを、「施設」「執行体制」 「講座」「貸室」の4項目に分けて記載しております。また、四つの項目ごとにページ番号を付記してございますので、資料5の当該番号のページをご覧いただけると、イメージ図等を用いた説明がございますので、併せてご参照をいただければと思います。

まず、施設についてです。併設館と単独の公民館がございまして、また市 民センターと公民館の併設があって併設館という言い方をしておりますけれ ども、その市民センターと公民館を併設しているところでは、公民館と市民 センターが同じ建物にあるため、利用される方にとっては業務も含めてわか りにくいという課題があります。

恐れ入りますけれども、資料5の2ページ目の上段をお開きいただければ と思います。先ほどの同じ建物にあって分かりにくいという課題がございま すので、併設館と単独公民館および2分館の全てについて、公民館と市民セ ンターを一体化した、そして市長が所管する新たな施設として学びを通じた 地域づくりを推進していくと記載しております。

次に「執行体制」についてです。また概要をご覧いただければと思います。現在の地域づくり担当では、教育委員会が所管している公民館の業務と、そして市長が所管している地域業務の二つの所管がありまして、業務としても、実情として分かれている形になってしまっているため業務を一体化した新たな一つの担当としまして、また、社会教育士の称号を取得した職員の配置を進めることによって、公民館業務と地域業務、双方の業務を行うことで、新たな担い手の発掘や学びと活動の循環を良い形に繋げていきたいという旨を記載しております。

資料5の3ページ目、上段を次にご覧いただければと思います。公民館業務と地域業務が一体化することによって、公民館を利用される方、そして地域団体の方、双方との顔が見える関係性が深まるとともに、講座やサークルを利用されている方から、地域の新たな担い手としても繋がったり、また講座で学んだ成果を地域活動の方に生かしていけるように人や団体の方を繋げていき、地域団体の活動を通じた講座を開設したりと、そのようなことによって地域の課題解決に繋げていくというものです。

次に、講座についてです。また概要資料をご覧いただければと思います。 従来の講座の開設に加えて、市長が所管する行政分野との一体的な取組や、 地元企業など多様な主体との柔軟な連携により、講座を開設することによって、講座を充実させていき、そして学びを通じた人づくり、そして繋がりづくり地域づくりをさらに推進させて、地域課題の解決につなげていくという旨を記載しております。

また資料5の3ページ目、下段をご覧いただければと思います。これまでも各公民館では先ほどのお話でもございましたけれども、様々な工夫をいただきながら講座を開設していただいているところでありますけれども、先ほどご協議いただきました令和6年度公民館事業計画基本方針においても、命を守ることにつながる事業の重要性を位置づけていただきました。前回の会議の中でもそういった地域団体との繋がりというところから、命を守るということが、連携の必要性などの話としてもご議論の中でございました。市長が所管する施設となることによって、さらに地域団体や市長が所管する行政分野との一体的な取り組みによって各地域が共通する課題というところも含めまして、地域課題の解決に繋げていく、そのような講座や、また企業などの専門性を生かした講座など様々な団体などとの柔軟な連携によってそのような講座の開設を推進していくというものです。

次に「貸室」についてです。こちら資料の一番下の項目になります。サークル団体の優先利用を確保しながら、従来の市民センターでの利用に加えて稼働していない部屋については、個人利用などを有効に活用していき、そのような柔軟な貸室利用によって新たな活動が生まれる場としていきたいということを記載しております。

また度々恐れ入りますが資料5のこれは4ページ目になります。この上段をご覧いただければと思います。公民館は社会教育施設であることから、利用についての制限があり、現在は個人での利用や、サークル団体以外の地域住民を対象とした利用、さらに地元企業やNPO等の利用など、多様な方々が集う場にしていきたいというものであります。また貸室の利用状況としては、部屋の種類や時間帯によっては空いている部屋というところも結構あるというところも伺っていますので、市長が所管する新しい施設においては、先ほど申し上げましたが個人での利用、これができるようにして有効に活用していきたいというところでございます。以上が検討事項の方向性として項目のポイントであります。

次に資料5の、5ページ目の上段をご覧いただければと思います。これまでご説明をさせていただきましたように、市長が所管する新たな施設として、公民館と市民センターの一体化を検討しておりますが、引き続き全館共通の従来の公民館事業基本方針を策定しつつ、そして各館では基本方針を踏まえて事業についての計画実施をしていただくというものです。社会教育委員におかれましては、教育委員会の諮問機関として社会教育に関する計画立案等の職務を行いますので、生涯学習ふじさわプランを作成して、事業の進捗管理等を通じて施策の方向や事業の効果等を評価して、生涯学習の更なる充実を図っているというところでございます。

またお戻りいただくのですけれども、資料5の1ページ目の下段をご参照 いただければと思います。

こちらの内容は国の中央教育審議会、生涯学習分科会という、こちらの会議体の資料から抜粋になりますけれども、生涯学習・社会教育を巡る現状や課題として、人と人との繋がりが希薄化していることや、やはり困難な立場にある人々に関する課題が顕在化・深刻化しているというところが書かれております。このことから、生涯学習、社会教育が果たしうる役割として誰1人として取り残すことなく、学習機会を提供することや、また学びを通じた人と人との繋がり、絆の深まりによって地域コミュニティの基盤を安定させることが、生涯学習・社会教育では求められているところです。

本市における生涯学習・社会教育をさらに推進していくために、これまで ご説明をさせていただきましたように、市長が所管する新たな施設として公 民館と市民センターを一体化する、そのような検討を行っているところで す。

なお、現在検討を行っているところですけれども、一体化するとおそらく 社会教育施設の公民館という形ではなくなり、そして名称についても公民館 から変更されることになるかと思います。

これまで実施してきた講座や、貸室の運営については、新たな施設においてさらに推進していくというところが目的でございますので、きちんと行っていき、そして学びを通じた地域づくりを推進していくということです。

ご意見等についてはこの後いただければと思いますけれども、なかなか今 日ご覧いただいてご説明したこの場では難しいところもあるかと思いますの で、後日でも構いませんので、その場合は電話やメールなどで今月末10月 31日火曜日までに生涯学習総務課までいただければと思います。どうぞよ ろしくお願いいたします。説明については以上でございます。

- 委員長 ありがとうございました。今日初めてご覧なって驚かれたと思います。私 個人もこれを拝見して、検討事項で述べられていることはかなり大胆で大き な変化になると思いました。ご説明を聞いた上で、何か感想やご意見もあれ ばお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。
- 佐藤委員 今、聞いたばかりで混乱しておりますが、市民センターと公民館の関わりについてこの内容表記ですと、ちょっと心が落ち着きました。この先に輝いたものが出てくるのではなかろうかと感じました。ありがとうございます。それから、もう一点だけお話させてください。前回、人間国宝のお話させていただきました。2年ほど前のこの会でもお話しているのですが、藤沢市は美術館がないので、何か公民館がその役割の一端をという思いが一つ。それからもう一つは公費で運営されている公民館ですから、大勢の幅広い考えの方々が参加できるものとして、芸術性の豊かな部分に触れられたらと思っています。市として可能であるという大前提があれば、私、人間国宝の方と交流があります。それでリモートであればボランティアで参加できるそうです。1年ほど前にその先生が藤沢に来られた際に、2人で食事をさせていただきました。そのときも、喜んで二つ返事で結構ですと仰られていて、私がチャンネルを持っておるものですから、このようなお話をさせていただきました。この内容が何となく今日見えてきそうな部分を感じ取っている次第です。どうもありがとうございました。
- 小田部委員 社会教育関係事務のあり方、資料5の4ページ上段の貸室ですが、公民館では、例えば、フルート教室とか合唱教室とか、いろんなことをやっておられると思います。それらは営利等に関する利用と見なされて「×」がついているのですが、これの意味が良くわかりません。また、こういった形でサークル団体が貸室の利用をするとなると、フルートをやっている人たち、あるいは和歌や英会話をやっている人たちの部屋が、どんどん狭まってしまう

かと思います。現在の状況は、例えば、合唱をやりたい場合は、部屋を予約する。予約してその部屋が空いてなければ抽選になる。最終的に抽選に外れ、どうしようもないので台所みたいな調理室を使って皆さんやっておられる。ピアノ室は一つ二つありますが、それは他の団体で使ってしまう。そういう現状です。ですから、サークル活動をやっている人たちが非常に困っている。この4ページの貸室のルールによって、この現状が、さらに窮地に陥るのではないかと思いますが、どうでしょうか。

事務局 ただ今おっしゃられていたところ、これまで活動していたサークル団体が 活動をしにくくならないような形にするために、そのあたりは確保していく 必要があると考えております。例えば、今のお話のところで、習い事のよう な話がありました。その中で現状というところでは、各サークルさんのほう が学びをしています。講師という形で呼んだ場合については、サークルさん の方が謝礼を講師の方にお渡しするような形でサークル活動をされていることは承知しています。そういった活動はこれまでもサークル団体の利用になりますので、従って、これまで公民館で団体登録をされていた方については 優先予約をして、これまでサークル団体の活動をされていた方が抽選となるということは、まず行うことを考えているところです。

その次に、空いている部屋、例えば、夜の時間帯や部屋の種類とかによっては使われてない部屋がありますので、例えば個人とか、また営利活動についても、どういうルールにしていくかはありますが、企業の方とかNPOの方など、いろんな人が集まる形によって、施設をさらに利用していただくような形を考えています。

小田部委員 それではくれぐれも、今まで一生懸命やってらっしゃるコーラスや詩の会、読書の会とか、そういう人たちの活動が減らないように、ぜひお願いしたい。また、できれば古くから10年、20年やっているグループは、優先してあげた方がいいかなと思います。よろしくお願いします。

副委員長 私もそれに関連してですが、貸室については数も決まっておりまして、従 来のその確保が難しい状況であったりしますと、いろいろと問題も上がって くるかと思います。ルール作りをきちんとして、利用者にも納得していただける方法で、ステップを踏んで進めることが大事だと、個人的に思っております。

早野委員 よろしくお願いします。今の貸室の件に関して、他市で個人に貸し出しを 始めた例がありますので、ご紹介したいと思います。茅ヶ崎市に体験学習セ ンターという施設がありまして、ここは団体が使うことができるシステムと なっていますが、限定的ですが当日であれば、利用状況を見て、空いている 部屋について個人が使える運用を6月から始めています。ポツポツではあり ますけれども、問い合わせをいただいています。システムで空いている様子 を見て、利用したい個人の方の利用を認める形ですので、従来の団体さんに は影響がなく、使ってない部屋を活用することになります。

> もう1点、貸室に関して、公民館で交流スペースが十分に取れない場合、 そういった空いている部屋を随時活用して、交流スペースとして開放するこ とも出来るのではと思います。この夏は、外では遊べない子どもが多かった ので、その子どもたちに空いている部屋を開放して、エアコンも効いている ところで遊べるという形、子どもに限らず、大人の方でも自由に使えるとな れば、うまく既存の団体の活動を妨げない形でうまくやっていけると思いま す。

事務局 ありがとうございます。ただ今おっしゃられたように、これまでの従来のサークルとして団体で利用されていた方の活動が、引き続きそこは優先で確保できていることは行いつつ、一方で、いろんな方が個人含めて利用できるようにと考えています。その中では、ルール作りとして、どれぐらいの時期から予約することによって、利用できる。今は抽選を行って、抽選が外れた方が毎月2日から予約をできる形になっています。従来も制度としてある市民センター利用については、やはり同じ日から利用できるところですけども、そういった柔軟な形で個人とか、営利利用の方もさらにいろいろ含めてできるような形になっていくと、その時期から個人などを利用開始できるような形をしていった方がいいのか、そしてまた、ある程度早めに予約できな

いとまた利用しにくいというところもあるかと思いますので、その辺りのルールは整理していきながら考えていきたいと思います。

また空いている部屋の開放については、今年の夏も各館でも柔軟にいただいていたところかと思います。人が集まりやすいというところを考えて、そのあたりの利用方法については柔軟にしていけるように、いろいろ検討が必要かなと考えております。ありがとうございました。

- 委員長 部屋の利用に関して私も思ったことがあるので発言させていただきます。 確かに私の所属する鵠沼公民館では、人気がある部屋や時間帯によっては、 抽選申し込みでなかなか取れないという状況があります。さらに個人や地元 企業が利用可能となると、しっかりしたルール作りが必要かなと感じていま す。また別の問題ですけれど、例えば、個人が利用できるということになり ますと、「ある宗教団体に所属する人が、聖典の勉強会で部屋を使いたい」 と、そういった問い合わせがあった場合、会議の内容まで行政として踏み込 めるかどうかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 まず、これから細かなルールについては詰めていくところですが、宗教的な利用については、今の公民館でも市民センターの方でも利用できない内容があるため、同じ様にルール作りなどはしっかりと行う必要があると考えております。そういった利用されることがないようにというところは、確認しながらできるような制度を考えております。
- 委員長 ありがとうございました。もちろん信仰の自由はありますが、それが違う 目的で利用されるとになると、問題だなとは思います。
- 副委員長 資料2ページのところですが、施設の設置根拠が、「社会教育法から社会教育法の適用を受けない」となっております。ですけれども、下のデメリットのところに、「いわゆる社会教育法の理念に基づく運営の担保」と書いてあります。一応、社会教育法からは外れると思うのですが、そのときに理念を生かしていくとありますと、例えば、今お話にありましたような「政治的な中立性」とか「住民の意向の反映」とか「専門性の確保」とか「社会教育

と学校教育の連携」を担保するというようなことも必要になってくると思います。これらを踏まえて基本方針みたいなものを作成して、それに外れない形で運営されていけるといいと思っております。

- 事務局 今おっしゃられたように、社会教育施設ではなくなりますが、これまで行っていた公民館の講座事業とか、サークル団体の利用、また新たな施設で利用できる対象の方は増えるのですが、そういったサークル団体活動の支援を引き続き行えるようにしていくというところです。先ほど少し説明で触れさせていただいた全館共通の基本方針をまず決めますので、基本方針をもとに、各館の方では事業の計画実施をしていただくというところでございます。したがって、しっかりその理念を示させていただいて、その理念をもとにした活動を各館でいただくということになると、理念を踏まえた形でのそういった講座を各館で実施いただくというふうに考えております。そこの部分は大変重要なところと考えております。
- 了戒委員 公民館という名前がなくなると聞こえました。それから2ページのところで、併設館公民館と市民センターが新たな施設になるということですが、藤沢には併設してない公民館があるのかどうか、それから、その場合は、どうなるのか教えてください。お願いいたします。
- 事務局 先ほど公民館の名前という部分については、ご説明の最後のところで申し上げさせていただいたところのお話でございました。現在検討を行っているところの中で、一体化するとおそらく社会教育施設の公民館ではなくなって、そして名称もそうすると変更されることになるということを申し上げさせていただいたところです。それで先ほどの併設ではない公民館というところのお話でございますけれども、藤沢公民館と村岡公民館、そして分館として、済美館と片瀬しおさいセンターがあります。単独公民館の違いとしては、市民センターではないので、証明の発行などといった窓口はないところです。また、地域団体の事務局というところでは、藤沢公民館も村岡公民館も担っておりまして、地域づくりの担当という大きい一つの中に公民館の業

務と地域の業務を行っています。そのような部分が単独公民館にはございます。

- 大谷委員 今の話を受けますと、逆にその藤沢公民館、村岡公民館にも証明書を発行 するような行政の部分が入ってくることになるのでしょうか。
- 事務局 証明発行ということが入ってくるところはないです。先ほど申し上げたかった部分としては、併設の公民館では、地域づくりの地域の団体業務を行っている担当が市長の所管という形で業務を行っているところです。村岡公民館と藤沢公民館については、単独館でありますけども、地域の団体の業務を行っているというところがございますので、証明発行はないのですがそういった地域団体との業務と連携した実施というところを行う形となります。なお村岡公民館さんは、公民館事業と地域団体が連携して既にいろいろ取りいれていただいているところですので、モデルケースと言いますか、事例というふうに受け止めているところです。
- 大谷委員 ありがとうございました。今の話で腑に落ちましたが、もう一つの質問としては、講座について「地元企業やNPO法人との連携から新たな施設で柔軟に連携」と書いてあるところがイメージが湧かなくて、村岡ではもう既に地元企業と連携した事業とかがかなり展開されてはいるので。今まで出来なかったことができるようになるという具体例がありましたら、教えていただけますか。よろしくお願いします。
- 事務局 村岡公民館で既にそういった連携した事業を行っておりますし、他の各館でも既に企業、地元企業の方と連携して講座を行ったりとか、地域の専門性活かした形での講座を行ったり、既に行っているところは承知しているところであります。施設のあり方が変わることによって、まず市長部局の方に移管するというところがあります。その中で市の各課との連携が同じ組織内になるため、より一層推進しやすくなるところもあるかと思っています。

またそういった企業との連携についても、市の方ではいろいろな企業と連携 しながらいろいろ行っているところもありますので、そういった部分はさら に進みやすくなるのかなというふうに思っています。

既にもういろいろ取り組みを行っているところですが、施設のあり方が変わることによって、今は所管が、市長部局の所管するところと、教育委員会が所管する公民館というところがわかれてしまっているところが、それが同じ組織に一つになるといろいろな部分がスピーディーに進みやすくなるのかなと認識しています。

委員長 この社会教育関係事務のあり方についての検討事項は、各公民館の館長・ センター長レベルでは共有されていますか。

事務局 はい。公民館運営審議会の方でこの内容をご説明させていただくということも、あらかじめ公民館長会議の方でもご説明はさせていただいているところですので、今日の会議で、こうしてご説明させていただいとくというところも承知されているところです。

委員長 そうすると、評議員会での意見交換もできるのでしょうか。

事務局 今回、各公民館の方に運営審議会でお聞きいただいて、各地区の評議員の 方でも公民館運営審議会でこういった話があったということでお話をいただ ければと思います。

森委員 公民館と市民センターが御所見の場合は一緒のところにあって、センター 長と公民館館長が同じ人だから、特にそういう弊害はないのですが、公民館 とセンターを一緒にしたら、どういうメリットがあるのか。また別々にある とどういう弊害があるのか、その辺りがよく私には見えないのですが。それ と新しい一つの施設になった場合、社会教育法これを受けないと書いてあり ますけど、受けているとどの様な弊害があるのか、受けないとどうメリット があるのか、併せてもう少し説明していただければと思います。 事務局 一番わかりやすい部分としては、施設の貸室の部分は大きいかと思います。現在は社会教育施設の社会教育団体による利用としているところですので、5人以上の団体の利用と限っているところです。また市民センターを併設しているので、市民センター利用を行っているところではあるのですが、そちらについても現状としては、5人以上の利用という形になっているところです。

このような制限が、社会教育施設ではなく市長の施設ということになります と、様々な柔軟に利用することができますので、個人の利用であるとか、企業とかそういった方も柔軟に利用ができるようになるところが一番大きいと 考えているところです。

また、講座についても、今は社会教育法に基づく講座を行っていますが、それは引き続き講座も実施するというところではあるのですが、組織が今まで公民館は教育委員会に入っているところから市長の組織に移ります。現在は、各市民センターでは地域担当の方は市長の所管で、公民館については教育委員会の所管という形で所管がわかれている、要するに部が違う方が同じ担当の中にいるという部分があります。従って各館でもいろいろ工夫いただいているところですが、同じ組織になると一つの組織、一つの部の中になりますのでいろいろ推進がしやすいようになること、また市民の方にとってもわかりやすい施設になると考えているところです。

小田部委員 今までの説明をお聞きしまして、確かにこれから市長の部局が担当するところになると利用者が増えるかと思います。ただ、箱が決まっているわけです。数が決まっていて、サークルは会議室を、現在まで抽選やりながら必死になって、確保しようとしている。それだけ部屋が逼迫して足りないわけです。その足りない状況にさらに応募者を増やすのを私としては理解できないのですが、ここはどう考えるのでしょうか。

事務局 ご指摘の部分ですけれども、現状のサークル団体の申し込みのやり方や抽 選の仕方、優先順位、そのあたりについては全くいじらずに新たな考え方の 施設に移行していきたいと考えています。施設の数は増えませんが、現状の

領分、そこの部分は犯さないようにやっていきますので、よろしくお願いい たします。

日下部委員 市民センターと公民館の所轄が違うことを今日、初めて知りました。サークル以外の団体を入れるとするならば、時間的な金額も違うでしょうし、営利の方に段々と行かないようにだけは、きちっとやっていただきたいということが一つあります。また、今でも借りたいけど、部屋が取れないことがいっぱいあります。ですから、その現状の中で空いているところを使っていただくことは必要なことだとは思うし、それで少しでも財政が潤うことがあれば大切なことだと思いますが、委員長も言われたように、名目だけでは分からない使い方も出てくると思うのです。例えば、安く借りられるところがあれば、当然利用されることが、多々出てくるのではと思います。その時の線引きや、ルールを作っていただいて、何回も話し合いをして、一番いい方法でやっていただきたいなと思います。各館とも老朽化してきていると思いますので、それを踏まえた上で、新しい立派な公民館なり市民センターを作っていただくことも考えていただけたら嬉しいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 確かに、一般の方から見ると市民センターと公民館の違いは解りづらいですよね。何となく市民センターは住民票など行政サービスを行う、公民館は地域住民のサークルの支援をすると、おぼろげながら把握はできますが、大体職員は一緒に座っていますので、具体的なお仕事までは、なかなかわかりづらいですよね。この変革が住民にとってより良くなればいいと思います。今後さらに、いろいろご質問等も出てくると思いますので、検討を続けていければと思います。

青木(純)委員 これはいつから変更となるのでしょうか。

事務局 ただ今検討しているところですが、令和7年度に向けてというところであります。今年度中に検討を進めていき、来年6月に答申をしてというところであります。

- 森委員 新しい施設ということで、何か名称はある程度たたき台みたいなものは、 あるのでしょうか。公民館という名前も変わるわけでしょうか。
- 事務局 名称等について、案とかそういったところはまだの状況ですが、あり方が 変わることを考えると、おそらく変わることになろうかと思います。
- 猪野委員 個人の利用となると、当然、登録して電子申請のシステムを使うことになると思いますが、登録に関して年齢的な制限があるかということと、例えば空いていれば、学生さんの利用やコワーキングスペースとしての利用が可能なのか分かっていることがあれば、教えていただきたいと思います。
- 事務局 細かいルール作りは、これからの状況ではございます。ただ登録を行い、 その上で、利用いただく部分を想定しながら、今検討しているというところ です。例えば、その登録する際に行っていくこととか、そのあたりについて はまたこれから詰めていくところです。
- 鈴木(正)委員 令和7年から実施するという具体的な言葉が出ましたが、実は評議員の中には、個人的な意見ですが「公民館は藤沢と村岡だけだ」と自慢気におっしゃっている方がいます。どこがいいのか悪いのか私はわかりませんが、公民館という名前は、古臭そうだけれども、地域に根ざした名前であり、公共の場であるというところは、とても強いです。新しい施設にどんな名前になるかわからないですが、公民館という名前が無くなってしまうのもちょっと寂しいという気持ちと、独立した公民館を尊重してもらえないのかなとか、将来的に評議員で私の方で説明しなければいけない部分が出てくると思っていますので、そのあたりをもうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。
- 事務局 ご指摘の部分おっしゃる通りだと思います。専門的にやられている皆様で すので、「公民館」という名前について愛着があって、誇りを持ちながら、 お仕事をされていると我々も思っています。ただ一方で、利用者で見ます

と、コロナの影響は別にして人数は減っている傾向にあると思います。サークル数については、一部の公民館で施設も新しくなり登録団体が増えているのは見えますけれども、将来的には減る傾向になると我々としては見ております。

ですので、今使っている皆さんにとって公民館という名前、やはり愛着があって、誇りを持ってお仕事されていると思っておりますけれども、反対に若い皆さんにとって、公民館ってどうかなと我々としては考えています。もしかすると年齢が上がれば利用していただける可能性もありますが、先細りにはしたくない思いがあります。数字にも現れてきている部分がありますので、施設自体が無くなるという事態は我々としても、あってはいけないと思っています。学びの場として、大事な場所ですので、将来にわたって末永く使っていただく施設にするために、執行体制も含めて、今回、見直しをさせていただきたいというご提案でございます。

早野委員 執行体制について、公民館業務と地域業務との一体的な取組とご説明を受けましたが、ちょっとまだ全部綺麗に読みきれていないのでずれた発言になるかもしれませんが、例えば、顔の見える関係というと聞こえはすごくいいですけれども、社会教育事業を行おうとしている職員に過度の負担がかかってこないかなと心配をしています。前回の会議もそうでしたが、全体的に公民館が担う役割と、市全体で取り組むべき課題、これが混在している印象を実は受けまして、そこを整理していかなければと思っています。これまでも社会的な課題をいろんな事業として公民館は取り組んでいらしたと思いますし、詐欺の話ですとか、災害だと地震のときの避難体制とかそういったお話もあったかと思いますけれども、そういったものもこれまででも公民館としてはやってきたと思います。

例えば地域の力を借りることであっても、詐欺の問題だと、警察の生活安全課の方に来ていただいて授業を行うとか、地震に関係とすれば、起震車を公民館に持ってきて体験してその地震の怖さを知ってもらい、備えをどうしたらいいのかと繋げていくこともできると思います。基本方針に盛り込んでほしいと話をするのは簡単ですが、それを担う公民館の職員の方たちに対して、計画にはそこまで載せる必要はないと思いますけども、より具体的な何

か情報があったら、公民館に伝えていきながら、一緒に事業を組んでいくっていうふうな体制を整えないと、今の段階だと、あれもこれも公民館や市民センターの職員も含めてやっていくとなると、幅が広すぎてしまう心配をしています。その辺りは、例えば、公民館の職員の側から反対意見とかはあったのではないかと思いますが、事務局の方はどう捉えてらっしゃいますか。

おっしゃっていただいた部分は、今日お配りしている資料ですと、3ペー 事務局 ジの上段の部分になりますが、市民センター・公民館併設館では、地域づく り担当として、地域担当と公民館担当が一緒に業務をしています。ただ、業 務の内容は、先ほど高齢者の詐欺の講座のお話がありましたが、公民館担当 がその講座を実施します。講座を受けられた方はいろいろな知識が得られ て、我々としては、いわゆる地域の担当の方でも、そういった課題について は認識しているので、一緒の担当にすることで、いわゆる公民館の講座に生 かしていくとか、公民館の講座を受けて、ご自身なりに活動に繋げていく意 識が芽生えるかもしれないですから、担当の繋がりにより、その講座を受け られてその地域の人材として、我々としても一緒に活動していきたいと考え ております。そういった人とのパイプが一緒の地域づくり担当という形です が、現在の組織は地域担当の市民自治部ので、公民館の方は我々の生涯学習 になりますので、指示命令系統も一緒に担当しながら、複雑な形で運用して いる状況があります。それを是正させていただいいて、一概には難しいこと もありますが、人の繋がりも含めて、課題解決に繋げていけないかという思 いも含めて、こういった形に今回のご提案はなっております。

青木(美)委員 市民の方にとって公民館とセンターの区別は併設館である以上、まったくご理解はいただけてないと思った方がいいくらい公民館職員もセンターの人と呼ばれます。どんなに長くサークルをしている方もセンターの方が何かイメージが強いようです。ですから、執行体制がどうであろうと、一般の市民の方には、ほとんど関係がないというか、よくお分かりいただいていないのが実情だと思います。一番重要なのは、貸室かと思います。もちろん、サークルさんが優先で、その後、日をずらして個人や企業さんが空いているところを使用する形になるかなと思います。その個人の利用というの

は、現在であっても、例えば正面から楽器の練習は個人でピアノを使いたいというような方がいらした場合は、お断りができますが、サークルの中に所属してらして、1人で練習をしたいというときはサークルの名前で取って、1人で楽器の練習をする状態が今でも起こっていると思われます。個人の練習使用を認めるのは本当に大胆だなと思います。個人であったり地元の企業さんも使えて、新たな活動とか人間の繋がりと言っても、そもそもが個人であり、企業さんであったらその繋がることを求めてないので、実際には難しいかなというのが本音です。

あとは、当日でも空いていればということで、思い出したのですが、昔、10代から20代ぐらいの若者がバスケットがしたいと来られたことがありました。その当時は、利用はできませんでしたが、新しく若い方が参加できること、例えば、子どもを遊ばせたいといったことが、空いていたらできるメリットはあるかと思います。おそらく、想像を超える利用の仕方、中にいると思いつかないようなことが起こってくる気はするので、ルール作りはすごく大切かと思います。全く決まってない状態で今日ご提示していただいたのかなと思うので、どうしても役所の中で、上の体制が重要かと思いますが、下の方へ降りてきた時に個人利用などのルールの方まで、できれば気をつけて、想像しながら、いろんな方のお話聞いて決めていただきたいと思います。

あと一つ思いましたのは、公民館と地域担当が一緒になった時に、予算の 方は少しは増えるのだろうかと気になりましたので、ちょっとその辺教えて いただければと思います。

事務局 予算の部分についてどうなるかというところは、組織の体制も変わります ので、そこでまた柔軟な形で推進していこうというところはあります。現段 階で申し上げることはできませんが、予算の枠の設け方とか、いろいろ変わ ってくるところはあるかと思いますので、検討していきたいと考えておりま す。

小田部委員 名前を公民館から変更するということですが、これは全国的にはどうなんでしょうか。例えば、藤沢だけが名前を変更するのであるのか、それとも

他市町村も変更を考えているのか。子どもにしても、息子にしても孫にして も公民館という名称はみんな知っています。全国的に統一された呼び名だと 私は思います。それをあえて変えてしまう意味がよくわからないので、私と しては質問させていただきます。

事務局 公民館のあり方としては、各自治体によって様々な状況もありまして、そ して公民館を設置しておらず、いわゆるコミュニティセンターのような形で 設置しているところもあり、例えば県内だと横浜市もコミュニティセンター という形で元々行っているところがあります。

そのような自治体もある中で、市長部局で一体的に取り組みを進めていこうという動きが社会教育の中にありまして、例えばスポーツであるとかそういった部分に対しては、市長部局でもできるような形になりました。その中で国の動きとして、令和元年に地域の自主性自立性を高めるための改革の推進の中で、社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置を講じた上で、市長が所管することができる特定社会教育機関という法律の改正もありました。そういったところもあって、様々な自治体のところでも公民館のあり方をこの特定教育社会教育機関にするところもありますが、ただ藤沢の方ではその特定社会教育機関ではなく、そもそも市長の設置する施設として、設置を行う形で今検討を行っているところです。したがって、国としても、そういう全国の動向を踏まえて、あり方が示されて、そしてそのような動きも生じているという実情もございます。

- 小田部委員 公民館という、歴史的にも長い呼び名をあえて藤沢は捨てるということ は、これは全国的な傾向なのか、それと神奈川県内で公民館を捨てて違う名 前にするように考えているところがあるかについて答えていただきたい。
- 事務局 例えば、あり方を変えたところの自治体と神奈川県のところでは横須賀市 が、施設のあり方を変えています。名前の方も変わっています。横須賀市の 方でコミュニティセンターという名称になっております。

委員長 いずれにしても時間も限られておりますので、この社会教育関係の事務の あり方についてのご意見などは、じっくりご覧になっていただいて、ご意見 がある方はメールないし、電話で事務局の方に寄せていただければと思いま す。

それでは、ここで一旦、本日の議題については終了としたいと思います。本日公民館からご出席いただいております、片瀬公民館の幸田館長、明治公民館の戸塚館長、一言お願いいたします。

片瀬公民館長 よろしくお願いします。私は今年の4月に公民館長になりました。前の 職場は防災安全部で2年間おりまして、市民センターを希望したところは、 いわゆる防災の取り組みを本庁でやっていたので、実際に地域の防災力を上 げるために、本庁で計画している内容をもっと地域で落とし込んで、地域の 防災力を上げたいという思いもありました。片瀬市民センターについては、 沿岸3地区、鵠沼、辻堂、片瀬は災害の場合は、津波の被害が想定されてい るところで、取組が盛んでございます。参考までに、今、片瀬海岸3丁目に は、津波避難施設として、津波避難タワーという避難する建物の建設を計画 していまして、地域の方に対して、防災安全部がいろいろと説明会をやりな がら進んでいます。また地域の自主防災会でも、取組が盛んでございます。 ただ、感じるのは、地域の防災力を上げるに当たっては、地域全体で取り 組まなければいけないということも考えられます。確かに地域の方で自主防 災会という方々、自治会から防災部長さんが選出されて取り組んでいる方々 がいらっしゃいますが、ここにも書いてありますが地域の担い手がなかなか 育たない、固定化、高齢化というのがどこの地域でも問題があるかと思いま す。そういった意味では、自主防災会でもなり手がいない、また若い方々の 方が地域の役員になっていただけないということもありまして、活性化が必 要かなと考えています。そういった事を考えると、今回の公民館の計画の中 で、確か令和5年度の計画方針では、「命を守ることにつながる事業」とい うのは、「地域の課題に応じた事業」となっていたかと思いますが、これが 「重点事業」と一つ上に上がったことで、改めて公民館の担当とも地域のま ちづくり担当と防災に対して取り組みやすくなると考えています。

この計画を今日ご議論いただき、大所高所からいろんなご意見をいただき 参考になります。先ほど早野委員からお話がありましたように、今の公民館 の事業担当もかなり充実した内容を、いろんな企画を持って取り組んでいます。防災もやっていますし、高齢者の事業、それから子ども、小学生以下、そういった事業も取り組んでいる中で、改めて防災の事業をどのように取り組んでいくか。そこの役割分担の中では、地域まちづくりの担当と一緒に話し合っていく必要がありまして、現在も令和7年度のこの取組が始まるということは、公民館担当や地域づくり担当も共有させていただいていますから、こういった計画に変わりつつあることは毎月の公民館の職員と地域づくりの職員で話し合いとか会議とか進めながら、令和7年度に向けて事業の割付といいますか、防災の事業をやっていくか、また地域で取り組んでいるその防災の事業に足りないもの、そういったものを公民館の事業として、どのように取り組んでいくか、そこを今話し合っているところです。

例えば、防災につきましては、「自助、共助、公助」という言葉があります。公助は当然行政がやるものですけども、共助は地域ぐるみで防災に取り組む。自助は、おのずからご自分で防災の取組をする、ここの自助の部分が意外と浸透していないです。片瀬地区では防災の取組は盛んですけど、1人1人を見ると、なかなか事業の取組ができてないという課題もありますから、そういったところを例えば、公民館の講座の中でうまくやっていくとか、家族で話し合うきっかけを作って、防災の知識を高めて、地域で防災を考える。そういった考え方で少し取り組んでいます。そういったところで、今回この新しい体制で、公民館と地域づくりの担当が一緒になって、地域の取組、また、より幅を持たせた公民館事業というものを取り組んでいくには、非常にいい取組だと思っていますので、細部の部分は、これから生涯学習部、それから市民自治部と、話を進めながら進めていきたいと考えております。本当に貴重なご意見いただいて、ありがとうございました。

委員長 幸田館長、ありがとうございました。続きまして、明治公民館からおいで になっております、戸塚館長、お願いいたします。 明治公民館長 よろしくお願いいたします。私もこの4月に明治市民センター・公民館に着任いたしました。私は今まで本庁勤務が長く、初めて地域に出るということで、これも地域の現場を聞いて、その流れとか意見、地域課題の把握、そういったものを使命として着任したのかなと思っています。半年経ちまして、驚いているというか、今更ながらで恥ずかしいですが、明治地区におきましても地域の方々が熱心に活動いただいています。猪野委員もいらっしゃいますけれども、様々な分野で団体や事業でお顔出しいただき、またご尽力いただいている、それがまた多くの方がそのような状況でご協力いただいていることに本当に感謝しているところでございます。

ですので、先ほどからいろいろ出ていますが、地域の方と寄り添いながら 進めていきたいという事が私のモットーでございます。委員の皆さんからお 話を伺ったところなのですが、人生100年ということで、高齢者の地域参 加、そういったお話もありました。明治においては、仲間作りということ で、「若くなろう学級」など、そういった学級もいくつかやってございま す。健康でいることが非常に大事というのがありますので、実際、地域活動 に高齢者の方に参加してもらうときに、社協などが中心となってやっていた だいているのですが、参加に向けて、チラシとか回覧など一定程度と声掛け するということで、職員また、地域の方々でやっているところですが、なか なか周知活動は大事と捉えております。ただ、実際それを実施するときは、 マンパワーが必要になってきます。これは職員であっても、地域の方もそう ですが、マンパワーが必要だと実感しております。要は人作りや、担い手作 りには若者の参加は大切と思っているところです。ただ簡単に若者の参加と いうのが、こういった地域づくりには出てきますけど、本当に特効薬がな い。何かいい案がないのか、皆さんと一緒に考えていきたいとそのように思 っております。

また先ほど、高齢者の詐欺問題、そういった社会課題を公民館講座で実施したらどうかというお話もございました。地域課題と公民館事業の連携ということで、他の地区でもやっているとは思いますが、明治地区においては、例えば公民館講座の親子クラブという講座があったりすると、参加した子どもと親、親子が地域の防災訓練に参加したいと言った例もございましたし、これは子どものボランティア育成、先ほどの将来を担う人材ということで話

がありましたが、子ども夏祭りという公民館事業で小学生ボランティアを募って、去年、今年と多くの小学生来ていただいて、すごい頼りになるというか、大きく見えたというところもございました。

また、地元企業との連携、地域の連携ということでは、明治地区にあるメルシャンであるとか、J: COMさん、トヨタさん、ロボテラスさん。そういったところも、子どもの仕事体験などを通じて連携の方を図っているところでございます。いずれにしても地域課題と公民館、地域課題を公民館事業に反映、公民館講座で出た課題を地域の活動に反映そういったことを捉えて、講座の充実と地域活動の解決、そういったものに繋がればというふうに考えてございます。

先ほどサークル数など利用者の推移が話に出ましたけど、そういった事にこだわらず、講座は今後充実していくべきと考えてございます。今後、公民館と市民センターが一体となって、学びを通じた地域づくりを推進するというのが出てございます。これまでの社会教育に加えて、地域づくりの拠点というのが、公民館センターの役割だと思いますので、今回のこの見直しが、地域力の向上、地域づくりに繋がればと考えてございます。繰り返しなってしまいますが、地域と行政を繋ぐのが我々職員であって、コーディネーター役として、地域づくりに繋がる重要な役割を担っているということを、私達は認識して、人材育成に努めて、公民館業務、地域づくり業務一体となって遂行しなければいけないと改めて実感をいたしました。

本日はいろいろ貴重なご意見ありがとうございました。また今後ともご指導よろしくお願いいたします。

委員長 戸塚館長ありがとうございました。

事務局 先ほど、ご質問のありました公民館の名称の関係で、お答えできなくて申し訳ありませんでした。名称といたしまして、横須賀市コミュニティセンター、その他にも逗子・茅ヶ崎・海老名・南足柄コミュニティセンターという名称で行われております。そして、自治体によっては全て名称が変わっていたり、公民館がありつつも、そういった施設を設けている自治体もあり方と

しては生じているところです。あと、小田原については生涯学習センターという名称を使われているところです。

委員長 ありがとうございました。それでは、私の方から一言発言させていただきます。まず鵠沼公民館で先週の土日に、公民館まつりを行いまして、私、実行委員長を拝命しているものですから、一言お礼を申し上げたいと思います。市長、教育長、それから生涯学習総務課の皆様、それから青木委員も来ていただいて、非常に盛況でした。ありがとうございました。

そして、先日長野県で行われた、全国公民館大会がありまして、この委員会を代表して出席してきました。端的に報告いたしますと、初日の大会では、関係者の方のご挨拶に加えて、皆さんご存知のオリンピックで金メダルを取ったスケート選手の小平さんが講演されていました。今現在は病院にお勤めで、非常にポジティブな考えを持っていて、そういったメンタルの強さがああいった成果に繋がっているのだと思いました。何か失敗しても、逆にポジティブに考えを切り替えるのだそうで、すごいなと思って聞いておりました。

2日目に分科会がありまして、「公民館のあり方」という分科会に加わりました。ここでも様々なご意見が出ました。今回、神奈川県のほうから発表があったのですが、公民館の若い方が発表されまして、その若い職員の方がどうやっていろんな講座の企画をするかというと、地域の住民と雑談をする中から、意見を吸い上げて、思いを吸い上げて、それを企画に活かしていると発表がありました。市の人事に口を出すことはできないですが、戸塚館長が本庁に長くお勤めで、今回センター長になられたという、そういうベテランの方が来て地域住民のためにご尽力されるとはもちろん素晴らしいですが、同時に新しく市に就職された方、若い方はなるべく早い段階で公民館・市民センターに配属になって地域住民の生の声を吸い上げていただくと、よりいいのではないかなと思います。どういう形で人事が行われているか分かりませんが、そんなことを思った次第です。

それと、小田部委員の方からも、公民館という名称を変えるのはどうかというご意見がありまして、やはりこの会でも同様の話がでてました。公民館は非常に長い歴史があって、社会教育法のでも定められていて、「公民館」

いわゆるパブリックの人っていう、意味です。だからすごい意味があるので、公民館の名称はなくすべきではないと述べておられた方もありました。 僕も正直公民館に対してより親しみを持っていただくためにコミュニティセンターとか、何でも片仮名にすれば良いわけではないですが、そういう考え方もあるのかなと思いましたが、やはりそうではない意見もあると分かった次第です。雑駁な感想ですがいろいろ学ぶことがあった公民館大会でした。そういう機会を与えていただきありがとうございました。

続いて事務局の方から、連絡事項をお願いいたします。

事務局 それでは事務連絡ですが、先ほどお伝えしました通り、社会教育関係事務 のあり方につきまして、ご意見等ございましたら、今月中に生涯学習総務課までメール等でご連絡いただければと思います。会議自体の事務連絡といたしましては、次回ですが、当初の予定では今回をもって今年度は最後の予定でしたが、先ほどのお話のとおり、この社会教育関係事務のあり方については、社会教育委員会議で答申自体は来年に入ってということですが、方向性の方は12月頃に示される予定となっておりますことから、先ほどご意見多々出ましたとおり、今後の公民館運営に関する内容になりますので、その方向性が出た段階で、一応予定としては年明け頃に、臨時の審議会の方を、開催させていただければと考えております。日程等につきましては、まだ流動的になりますので決まり次第改めてご連絡等させていただければと思います。

委員長 ありがとうございました。それではこれをもって第3回定例会を終了したい と思います。どうも長時間、お疲れ様でした。

\*\*\*\*\*\*\* 午後0時1分 閉会 \*\*\*\*\*\*\*\*